高山市規則第２号

高山市畜産振興事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年５月２９日

高山市長　　田　中　　明

高山市畜産振興事業補助金交付規則の一部を改正する規則

高山市畜産振興事業補助金交付規則（昭和４８年高山市規則第５２号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th colspan="5">改　　正　　前</th></tr>
<tr><td colspan="5">別表（第２条関係）</td></tr>
<tr><td>補助対象事業の種類</td><td colspan="2">内容</td><td>補助率又は補助額</td><td>交付の対象</td><td>備考</td></tr>
<tr><td colspan="5">１の部～１０の部　（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">１１　繁殖牛舎等建設支援事業</td><td colspan="2">飛騨牛ブランドの強化を図るため、増頭目的として、繁殖牛舎を整備する場合における当該整備に要する経費の項　（略）</td><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">農業者又は農業者団体</td><td rowspan="4">事業の内容等は、強い畜産構造改革支援事業実施要領（平成２７年４月１日畜第８号農政部長通知）に基づく。</td></tr>
<tr><td>畜産ブランドの強化と畜産振興を図るため、畜産施設（繁殖牛舎を除く。）の整備及び関係機械を導入する場合における当該整備及び導入に要する経費</td><td>補助対象経費の３分の１以内（ただし、１３，３３３千円を限度とする。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">新規就農支援及び飼料用稲関係施設の整備及び関係機械を導入する場合における当該整備及び導入に要する経費の項～畜舎整備（附帯設備として整備される省力化又は効率化に資する設備を含む。）及び牧場用機械施設整備（省力化又は効率化に資する機器を含む。）に要する経費の項　（略）</td></tr>
<tr><td>牧場用機械施設整備（省力化又は効率化に資する機器を含む。）に要する経費</td><td>補助対象経費の３分の１以内とし、１３，３３３千円を限度とする。</td></tr>
</table>

	新規就農者等に貸与する場合における畜舎整備（附帯設備として整備される省力化又は効率化に資する設備を含む。）及び牧場用機械施設整備（省力化又は効率化に資する機器を含む。）に要する経費の項　（略）		
	自給飼料生産面積を拡大する畜産農家等が行う飼料作物の栽培、収穫及び調整に必要な機械の導入に要する経費の項　（略）		事業の内容等は、自給飼料生産基盤拡大緊急対策支援事業の運用について（令和４年７月１３日畜第２５６号農政部長通知）に基づく。
	市内に存在する畜産施設の整備、修繕及び改修並びに防疫対策等設備の導入及び修繕に要する経費。ただし、事業の内容等が、強い畜産構造改革支援事業実施要領の要件に該当しない事業に限ることとし、自らが直接実施する整備、修繕及び改修は対象外とする。の項　（略）		終期令和１１年度まで
１２の部・１３の部　（略）			

改　正　後

別表（第２条関係）

補助対象事業の種類	内容	補助率又は補助額	交付の対象	備考
１の部～１０の部　（略）				
１１　繁殖牛舎等建設支援事業	飛騨牛ブランドの強化を図るため、増頭目的として、繁殖牛舎を整備する場合における当該整備に要する経費の項　（略）		農業者又は農業者団体	事業の内容等は、強い畜産構造改革支援事業実施要領（平成２７年４月１日畜第８号農政部長通知）に基づく。
	畜産ブランドの強化と畜産振興を図るため、畜産施設（繁殖牛舎を除く。）の整備及び関係機械を導入する場合における当該整備及び導入に要する経費	補助対象経費の３分の１以内とし、１３，３３３千円を限度とする。ただし、堆肥処理関係施設にあっては２分の１以内とし、２０，０００千円を限度とする。		
	新規就農支援及び飼料用稲関係施設の整備及び関係機械を導入する場合における当該整備及び導入に要する経費の項～畜舎整備（附帯設備として整備される省力化又は効率化に資する設備を含む。）及び牧場用機械施設整備（省力化又は効率化に資する機器を含む。）に要する経費の項　（略）			
	牧場用機械施設整備（省力化又は効率化に資する機器を含む。）に要する経費	補助対象経費の３分の１以内とし、１３，３３３千円を限度とする。ただし、堆肥処理関係農機具にあっては２分の１以内とし、２０，０００千円を限度とする。		
	新規就農者等に貸与する場合における畜舎整備（附帯設備として整備される省力化又は効率化に資する設備を含む。）及び牧場用機械			

	施設整備（省力化又は効率化に資する機器を含む。）に要する経費の項　（略）		
	自給飼料生産面積を拡大する畜産農家等が行う飼料作物の栽培、収穫及び調整に必要な機械の導入に要する経費の項　（略）		事業の内容等は、自給飼料生産基盤拡大緊急対策支援事業の運用について（令和４年７月１３日畜第２５６号農政部長通知）に基づく。
	市内に存在する畜産施設の整備、修繕及び改修並びに防疫対策等設備の導入及び修繕に要する経費。ただし、事業の内容等が、強い畜産構造改革支援事業実施要領の要件に該当しない事業に限ることとし、自らが直接実施する整備、修繕及び改修は対象外とする。の項　（略）		終期令和１１年度まで
１２の部・１３の部　（略）			

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表中第１１の部の規定は、令和８年度分の予算に係る補助金から適用する。